（社債管理補助者の資格）

第三十一条の十一　法第六十一条の七の三第六項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　弁護士

二　弁護士法人

（社債権者集会の招集の決定事項）

第三十一条の十二　法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号（社債権者集会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第三十一条の十四第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五　法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者の請求があった時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十四において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（社債権者集会参考書類）

第三十一条の十三　社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　候補者が社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［2～4　略］

（議決権行使書面）

第三十一条の十四　法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　第三十一条の十二第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

［条を加える。］

（社債権者集会の招集の決定事項）

第三十一条の十一　［同上］

［一～三　同上］

四　第三十一条の十三第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者の請求があった時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十三において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（社債権者集会参考書類）

第三十一条の十二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　候補者が社債を発行した相互会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［2～4　同上］

（議決権行使書面）

第三十一条の十三　［同上］

一　［同上］

二　第三十一条の十一第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項